

各例等立案表

<p>題名 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会 教職員課</p> <p>担当者名 湯藤 浩樹</p> <p>電話番号 三一三三</p>
<p>制定理由 学校保健法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十三号)が平成二十一年四月一日から施行されることに伴い、徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 学校保健法の改正に伴い、所要の整理を行うこととした。</p> <p>二 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法令等 学校保健法 (昭和三十三年四月十日法律第五十六号)</p>	<p>備考</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十四項中「学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十六条第四項」を「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正後(案)	現行
<p>(学校職員の職)</p> <p>第二条 県立学校には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十九条、第六十二条及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤講師を含む。以下同じ。)及び養護助教諭、同法第六十条に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、事務主任、技術主任、学校司書主任、事務主任、技師、学校司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。</p> <p>2 33 (略)</p> <p>34 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務は、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十三条第四項の規定するところによる。</p> <p>35 38 (略)</p>	<p>(学校職員の職)</p> <p>第二条 県立学校には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十九条、第六十二条及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤講師を含む。以下同じ。)及び養護助教諭、同法第六十条に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、事務主任、技術主任、学校司書主任、事務主任、技師、学校司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。</p> <p>2 33 (略)</p> <p>34 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務は、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第十六条第四項の規定するところによる。</p> <p>35 38 (略)</p>
<p>学校保健安全法</p> <p>(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)</p> <p>第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。</p> <p>二 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。</p> <p>三 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。</p> <p>四 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。</p> <p>五 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。</p>	<p>学校保健法</p> <p>(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)</p> <p>第十六条 学校には、学校医を置くものとする。</p> <p>二 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。</p> <p>三 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。</p> <p>四 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。</p> <p>五 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。</p>

【参考】